

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置一部変更について

令和2年4月17日

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、就業収入の減少等の影響によりガス料金のお支払いが困難なお客さまに対して、令和2年3月23日にお知らせしているとおりガス料金の特別措置を講じることとしております。しかし、依然としてお客さまへの影響が継続している状況を考慮し、特別措置の内容を以下のとおり一部変更することといたします。

1. 適用対象

当社とガスの契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「緊急資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出があった場合に適用する。発行される「貸付決定通知書」を確認させていただきます。

2. 特別措置の内容

お客さまの令和2年2月・3月検針分のガス料金に加え、令和2年4月・5月検針分のガス料金についても、それぞれの支払期限を1ヶ月間延長いたします。

3. お問い合わせ先

加治木ガス株式会社

電話番号：0995-63-3151

受付時間：平日9:00～17:00



加 治 木 ガ ス

KAJIKI-GAS